

子育て世帯の新生活を応援します！



最大
90万円

令和7年4月1日以降に
取得された世帯

韮崎市子育て世帯住宅取得支援事業補助金

新築・建売住宅

夫婦等の年齢が29歳以下の世帯

夫婦等の年齢が39歳以下の世帯

最大 60万

OR

最大 30万

中古住宅・リフォーム費用

夫婦等の年齢が29歳以下の世帯

夫婦等の年齢が39歳以下の世帯

最大 90万

OR

最大 60万

※住宅の取得、リフォーム及び引越費用が対象です

詳しい要件は裏面をご確認ください

【申請窓口】

韮崎市 デジタル戦略課 地域戦略担当

〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

📞 0551-45-9173

(受付時間／平日8時30分～17時15分)

詳細はこちる



<交付要件>

次のすべてに該当する世帯(申請者名義に限る)

- 令和7年4月1日以降に韮崎市に住宅を取得（リフォーム）した世帯
- 次の①又は②のいずれかの世帯

① 婚姻後1年3ヶ月以降10年以内の世帯

「平成27年4月1日から令和6年12月31日まで」に婚姻届を提出し、受理された世帯

※結婚後1年3ヶ月までの世帯は「韮崎市結婚新生活支援事業補助金」をご活用ください。

② 「平成27年4月1日から申請日まで」に韮崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 に関する要綱によりパートナーシップの宣誓をした世帯

- 高校生までの子を養育している（妊娠中を含む）世帯
- 夫婦等が共に婚姻日又は宣言日における年齢が39歳以下の世帯
- 世帯の合計所得が500万円未満の世帯

※奨学金を返済している場合は、所得から所得証明書と同一期間の返済額を控除できます。

- 申請日において夫婦等共に韮崎市に住所（住民登録）を有している世帯
- 申請日より5年以上継続して韮崎市に居住する意思がある世帯
- 市税等を滞納しているものがいない世帯
- 過去に「韮崎市結婚新生活支援事業補助金」を受給していない世帯
対象外：住宅の取得及びリフォーム費用により補助金を受給した世帯
- 過去に「韮崎市子育て世帯住宅取得支援事業補助金」を受給していない世帯

<申請書類>

住居費等を支払った年度の3月31日までに申請

(1) ①～⑥はすべての申請者が提出する書類

- ①交付申請書
- ②婚姻又は受領証等の交付を受けた後の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③世帯全員の住民票の写し（個人番号は省略）
- ④住宅の請負契約書または工事請負書の写し
- ⑤住宅の購入費・リフォーム費用・引越費用の支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）
- ⑥誓約書兼同意書
- ⑦最新の世帯全員の所得証明書（※申請時に住民税が他市で課税されている場合に限る）
- ⑧市税等を滞納していないことが分かる証明書（納税証明書等）

(2) 下記は該当する場合に必要な提出書類

【妊娠中の方】

- 母子手帳の写し

【パートナーシップの宣誓をしている方】

- 受領書等

【貸与型奨学金を返還している場合】

- 年間返済額が分かる書類

【引越費用がある場合】

- 引越費用にかかる領収書の写し（引越業者又は運送業者に支払った費用）

【他の補助金を起用している場合】

- 補助金の額が分かる書類の写し

(3) その他市長が認める書類

※詳しい要件・申請方法の問合せ先



韮崎市デジタル戦略課 地域戦略担当

☎ 0551-45-9173

（受付時間）平日 8:30～17:15

韮崎市ホームページから

[韮崎市子育て世帯住宅取得](#) 検索